

外郭団体改善に向けた取組みについて

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、現行の社団法人および財団法人は、平成25年11月までの間に、「新法人」へ移行することが求められている。また、公益法人制度改革を契機として、外郭団体の自主・自立に向けた取組みを一層進める必要があることから、公益法人制度改革への対応及び外郭団体の改善に向け、平成23年度までの期間に取組む具体的な項目を示す。

1. 公益法人制度改革の対応について

世田谷区シルバー人材センターを除く5団体については、公益財団への移行を決定しているが、その時期等については以下のとおりである。

(1) 対象団体

- (財) せたがや文化財団
- (財) 世田谷区産業振興公社
- (財) 世田谷トラストまちづくり
- (財) 世田谷区保健センター
- (財) 世田谷区スポーツ振興財団
- (社団) 世田谷区シルバー人材センター (予定)

(2) 新団体設立(移行)時期

平成23年4月

(3) 評議員選定委員会の設置について

公益法人制度改革の対象となる団体の評議員の選定においては、各団体が評議員選定委員会を組織し、評議員を選任する。

① 選定委員(5)

(内訳) 評議員(1) 監事(1) 団体事務局職員(1) 外部委員(2)

2. 理事、評議員の構成等について

理事会、評議員会を機関として存する外郭団体を対象とすることを基本とするが、以下の事項について、各々の団体事情にあわせ別途、調整を行う。

(1) 外郭団体の評議員は、学識経験者や関係団体等から選出していくこととし、区議会議員並びに区職員を対象外とする。

(2) 理事、評議員の人数は、団体の事業規模、内容等を踏まえ、以下の範囲内を基本とする。

- ① 理事 12名以内
- ② 評議員 12名以内

3. 団体の透明性を高める取組み

外郭団体の経営状況等の情報提供やチェック機能を高めるため、以下の取組みを行う。

(1) 平成21年度までに取組む事項

- ① 外郭団体のホームページを活用し、団体職員の給与規程、就業規程を公表する。

(2) 平成22年度までに取組む事項

- ① 外郭団体及び区担当所管が団体の将来ビジョンを見据える観点から改善計画を検討し、その取組み状況を区民に分かりやすく提供するよう推進状況等を工夫する。
- ② 地方自治法243条の3第2項に基づく報告の対象外となる団体においても、経営状況やあり方について、団体及び区所管の考え方、評価等を報告する。
- ③ 議会から外郭団体職員等の委員会への出席要請があれば、これに応えていく。

<参考>

(地方自治法243条の3第2項)

普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

【第二百二十一条第三項の対象となる団体】

- (財) せたがや文化財団
(財) 世田谷区産業振興公社
(財) 世田谷区保健センター
(財) 世田谷トラストまちづくり
(財) 世田谷区スポーツ振興財団
(株) 世田谷サービス公社
(株) エフエム世田谷
(株) 世田谷川場ふるさと公社
世田谷区土地開発公社

【第二百二十一条第三項の対象外となる団体】

- (社福) 世田谷区社会福祉協議会
(社福) 世田谷区社会福祉事業団
(社団) 世田谷区シルバー人材センター
多摩川緑地広場管理公社

(3) 平成23年度までに取組む事項

- ① 各外郭団体の積立金や基金の運用、活用に係る規程を整備するとともに、活用策を明確にする。